

中川治水事業

土地鑑定評価の予算 議会は修正議決

平成21年12月議会定例会に町が提出した一般会計補正予算の内、中川流域防災事業に関連する用地買収のための土地鑑定評価に関する経費150万円について、齊藤博議員から提出された予算修正案が賛成多数で可決したことにより、議会はこれに関する予算を削除し修正議決しました。議論の概要は下記のとおりです。

中川流域防災事業とは

平成16年の集中豪雨等をはじめ、中川の増水により、中川地区では床上浸水が繰り返されています。地区住民からは、1日も早く浸水の恐怖から救って欲しいとの請願が提出され、議会は全会一致によりその請願を採択しました。

京成線下の拡幅には14億円、調節池は6億円の経費かかることなどの経緯を説明し、議会に理解を求めてきました。

土地鑑定評価の予算とは

中川流域防災事業を早急に進めるため、用地買収に関し適正な評価のもと用地価格を積算するため、土地鑑定評価に関する経費150万円を12月議会に補正予算を提出したものです。

〔反対の趣旨（齊藤博議員）〕

- ・鑑定に要する予算そのものについては特に反対するものではない。
- ・議会内において、この中川治水対策について賛否両論相反する状況の中で、全体計画の合意がなされていない。
- ・最も主張する反対の理由は、鑑定の前提となる3億円、2万6千㎡という多額な費用を要する土地の取得に関し、その適否を判断する権限を有する町議会に対し、従前からのやり方という理由だけで、その議決権を侵害している執行部の姿勢に反対する。
- ・地方自治法では、重要な案件（700万円以上、5千㎡以上）は議会の同意が必要とのルールになっている。1筆700万円、5千㎡を超えなければいいと町は言っているが、地方自治法の質疑応答では、取得する土地が複数筆、複数所有者であっても、同一目的であればこの一団を1件として取り扱うべきと言っている。

本件については、住民監査請求の審判に不服の森田俊輔氏他による住民訴訟が千葉地裁で公判準備中であり争われています。

(町の主張) 売主が複数の地権者でありかつ目的物が別筆の土地であり、地権者ないし筆ごとに個別に、価格や補償額を交渉して締結しなければならず、代金額も締結時期も異なるため、地方自治法及び条例の制限に違反しない。

議会会議録より抜粋

〔主な質疑と答弁〕

- 平澤議員 修正案が可決された場合の影響は？
- 小坂町長 今回の予算提出の趣旨は、土地の価格が正当であるかどうかご審議いただくためのものであり、中川治水対策事業について重大な判断ができない。
- 越川議員 平成16年頃、齊藤さんが自治会の役員をやっていたとき、請願の文書を一緒になって書いた。議員に当選されて再度請願が提出されたとき、全会一致で議員は採択をした。しかしながら、地元の議員である齊藤議員がこうして反対していることは、反対のための反対でしかない。当時を振り返って今こうして修正案を出して反対しているそのつながりを答えて欲しい。また、当時の役員、また地元に対して説明できるのか。顔向けはできないと思うが。
- 齊藤議員 19年の12月の全員協議会で16年の被害が全部はなくなるという計画、トヶ崎

が何件が残る、それはまずい。ちょっとお金がかかっても16年の被害がなくなるような計画でなければ賛成できないという立場に立った。

その後、町長から貯水量を多くすることにより概ね克服できるということで今に至っている。

京成線下はお金がかかりすぎ、結果的に14億円はかかるということなのだから、効率から考えれば賛同が得られれば調節池であろうと、そういうことは私も思っている。

ただ、2つの心配がある。単価の問題。議会の議決の問題。地元には前々からそういう話をしている。

地元の議員ということからすれば、そういうこともあるが、議決権、これをずっとこうやってやっていくと議会は何もできない。

鑑定評価はいずれやらざるを得ない。この予算に特段反対するものではない。しかし、事業の進め方が問題である。

越川議員 あなたは、裏にたって住民監査請求を出している。それはそれで結果が出るので置いておいていいものである。池はつくってもいいよ。買い方が悪いからだめだ。それとこれでは話は通じない。反対のための反対としか思えない。

齊藤議員 住民監査請求については、同じ思いは事実であるが名前は連ねていない。鑑定評価はやる必要がある。その必要性は認める。しかし、町の事業の進め方は、鑑定をして交渉して、議会に諮らずに判を押しして終わりになる。普通やるべきことをやらないで、前段階を進めていくから反対である。

篠田議員 買収費用が入っているのなら未だしも、鑑定評価の予算に反対するのはいかなものか。
齊藤議員 鑑定の次に、取得費用の予算の提案となるが、当初予算で仮に提案されることになれば、鑑定評価の結果がその時点でできているわけがない。結果が出てない時に予算を組むことになる。そうしたら議会で審議できない。現実と同じようなやり方を墨・七栄線でやっている。あれも1億円の用地買収であり面積だって7千㎡以上ある。そういうことから今回も執行部限りで進んで行く。

篠田議員 鑑定結果が出る前に当初予算に盛り込んでくるという予想のもと、本来必要な鑑定費用を落とすというふうに認識したが、執行部はその辺どうなのか。

小坂町長 適正な用地単価を求めるためのものであり、予算計上は結果が出た後である。

齊藤議員 墨・七栄線の例は、予算付けだけで終わっている。具体的にどういう方と、どういう条件で、どうゆう契約が議会で審議されていない。指摘したのに、やる必要ないと答弁を受けてきた。1億円より大きい3億円の場合も同じかたちをとっているのであるから、そうなると議会が今回の用地取得に対して何のコメントもできないと思っている。